

陸上貨物運送事業における労働災害が増加！

令和8年に大阪南労働基準監督署管内で発生した陸上貨物運送事業における休業4日以上労働災害は、6月末日現在68人と前年同時期の49人に比べ大幅な増加となっております。特に墜落・転落災害が約3割を占め、最も多くなっています。

緊急対策として、労働災害発生防止対策の取り組み状況を確認し、労働災害防止対策の周知・徹底を図ってください。

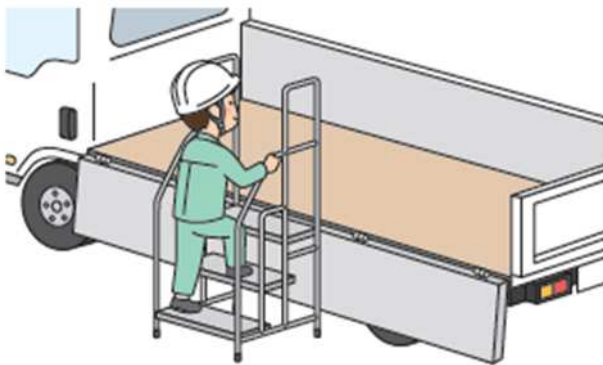
安全衛生方針を表明しましょう！

労働災害の防止は「事業者の責務」であり、この責務を全うするには、何よりも事業場トップが労働者の安全と健康の確保を自らの責任として認識し、率先してこれに取り組むことが必要です。

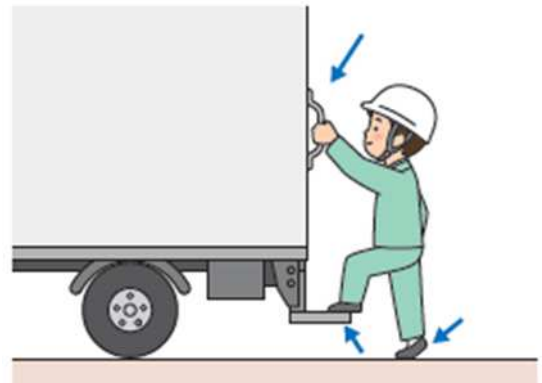
事業場トップは、まず自らの安全衛生に対する姿勢を明確にし、それを「安全衛生方針」という形で表明しましょう。

トラックに昇降設備をつけましょう！

トラック荷台や運転席からの昇降の際に、足を滑らせたり、手を滑らせたことによって墜落する災害が発生しています。安全に昇降できる昇降設備を設置しましょう。また、昇降姿勢の基本は3点支持です。手足4点のうち、どれか1点を動かすときは、必ず残りの3点を確保しましょう。



可搬式の踏み台等の例



3点支持

安全教育を実施しましょう！

昇降設備等を設けても適切に使用されなければ、労働災害につながりかねません。安全教育は労働災害を防止する上で大変重要な意義があります。荷台から飛び降りないこと、昇降の際は必ず昇降設備を3点支持で使用し、昇降設備のない位置から昇降しないよう徹底してください。また、荷台の端付近で背を荷台外側に向けないようにし、荷台の上で後ずさりしないように指導しましょう。

法令順守の徹底

労働安全衛生規則の改正により「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務化されています。特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月に施行されています。



トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、荷役作業場所における安全の確保等、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、安全な走行ができない可能性が高い発注等の禁止等、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものです。



交通労働災害を防止するために

大阪発・新4S運動

大阪労働局では4つの活動を促す“大阪発・新4S運動”を推進しています。

- ・安全見える化活動...危険箇所見える化
- ・安全study活動...管理者や作業員への教育
- ・リスク評価推進活動...リスクアセスメント等の実施
- ・命綱GO活動...高所作業への対策



大阪発・新4S運動